

Ⅷ 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 外国法人の法人税の見直し (法10の3④、法令14の11⑥、改正法附則22)</p> <p>(法令177②、改正法令附則14)</p> <p>(法142の5②、改正法附則32)</p> <p>(法142の9、法令190の2、改正法附則32)</p> <p>(法144の3②、改正法附則32)</p>	<p>○ 外国法人が設立されたものとみなして欠損金の繰越控除制度等を適用することとされる場合から、その外国法人を合併法人とする適格合併によりその適格合併に係る被合併法人である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けたことによってその合併法人である外国法人が恒久的施設を有することとなるなどの一定の場合が除外されました。</p> <p>○ 外国法人が得る履行期間が6月未満の売掛債権等に係る利子は、国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことが明確化されました。</p> <p>○ 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度による損金算入額は、確定申告書等に記載された金額を限度とすることとされました。</p> <p>○ 外国法人の恒久的施設と本店等との間で、その恒久的施設による次の資産の取得又は譲渡に相当する内部取引があった場合には、その内部取引は、その資産の内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額により行われたものとして、その外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内不動産の譲渡所得や貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産（恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得として課税対象となり得る資産をいいます。） <p>この場合のその恒久的施設における内部取引に係る資産の取得価額は、その内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額とされました。</p> <p>○ 中間申告書の提出を要する事業年度から、恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しない外国法人になった日の翌日の属する事業年度が除外されました。</p> <p>○ 外国法人に対する国際課税原則の見直し（帰属主義への変更）が円滑に実施されるよう、上記のほか所要の整備が行われました。</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人が平28.4.1以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用されます。</p> <p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>外国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(2) 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 (法23の2②、改正法附則24①②)</p>	<p>○ 本制度について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 益金不算入とされる外国子会社（持株割合が25%以上等の要件を満たす外国法人をいいます。以下同じです。）から受ける剰余金の配当等の額から、その剰余金の配当等の額の全部又は一部がその外国子会社の本店所在地国の法令においてその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額が除外されました。</p>	<p>内国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度において外国子会社から受ける剰余金の配当等の額について適用され、同日前に開始した事業年度において外国子会社から受けた剰余金の配当等の額及び同日から平30.3.31までの</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(法23の2③、法令22の4④、改正法附則24①②)</p> <p>(法23の2④、法令22の4⑤、改正法附則24①)</p> <p>(法23の2⑦、法規8の5②、改正法附則24①)</p>	<p>ロ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の一部がその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものである場合には、その受ける剰余金の配当等の額のうち、その損金の額に算入された部分の金額（以下「損金算入対応受取配当等の額」といいます。）を、上記イにより益金不算入の対象から除外する金額とすることができることとされました。</p> <p>ハ 上記ロの適用を受けた剰余金の配当等の額について、その剰余金の配当等の額を受けた日の属する事業年度後の各事業年度において損金算入対応受取配当等の額が増額された場合は、その増額後の損金算入対応受取配当等の額を益金算入することとされました。</p> <p>ニ 上記ロの適用を受けるためには、剰余金の配当等の額を受ける日の属する事業年度に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書にその適用を受けようとする旨並びに損金算入対応受取配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、外国子会社の損金の額に算入された剰余金の配当等の額を明らかにする一定の書類を保存する必要があることとされました。</p> <p>○ 本制度の見直しに伴い、上記のほか所要の整備が行われました。</p>	<p>間に開始する各事業年度において外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（平28.4.1において保有するその外国子会社の株式又は出資（同日において外国子会社に該当する外国法人の株式又は出資に限ります。）に係るものに限ります。）については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(3) 外国税額の控除 (法令142の2⑦三、155の27⑤二、改正法令附則9、12)</p> <p>(法令141の2～141の8、155の27の2～155の27の4、改正法令附則9、12)</p>	<p>○ 上記(2)の改正により、益金不算入としないこととされた外国子会社からの剰余金の配当等の額に対して課せられる外国源泉税等の額が、外国税額控除の対象とされました。</p> <p>○ 内国法人の外国税額控除における国外所得金額について、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得に区分して計算方法を定めるとともに、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算について明確化のための所要の整備が行われました。</p>	<p>内国法人の平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(4) 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (措令39の14①二、39の114①二、改正措令附則35①、44①)</p>	<p>○ 本特例（いわゆる外国子会社合算税制）について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）が、20%未満（改正前20%以下）に変更されました。</p>	<p>外国関係会社の平27.4.1以後に開始する事業年度分の外国関係会</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の15①四、39の115①四、改正措令附則35②、44②)</p>	<p>ロ 特定外国子会社等の適用対象金額の計算上控除することとされている子会社（持株割合25%以上等の要件を満たす法人をいいます。以下同じです。）から受ける配当等の額から、その受ける配当等の額の全部又は一部がその子会社の本店所在地国の法令においてその子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている配当等の額に該当する場合におけるその受ける配当等の額（以下「損金算入配当等の額」といいます。）が除外されました。</p>	<p>社の判定について適用され、同日前に開始した事業年度分の外国関係会社の判定については、従来どおり適用されます。</p> <p>特定外国子会社等の平28.4.1以後に開始する事業年度分の適用対象金額の計算について適用され、同日前に開始した事業年度分の適用対象金額の計算については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措令39の15③三・四、39の115③三・四、改正措令附則35②、44②)</p>	<p>ハ 特定外国子会社等の適用対象金額の計算上控除することとされている控除対象配当等の額に、特定外国子会社等が他の特定外国子会社等（上記ロの子会社に該当するものに限ります。以下同じです。）から受ける損金算入配当等の額が当該他の特定外国子会社等の基準事業年度の配当可能金額のうちその特定外国子会社等の出資対応配当可能金額を超えない場合であって、その基準事業年度が課税対象金額又は個別課税対象金額の生ずる事業年度である場合のその損金算入配当等の額等が追加されました。</p>	<p>同上</p>
<p>(措法66の6③、68の90③、改正法附則83①、94①) (措令39の17②、39の117②) (措令39の17④、39の117④)</p>	<p>ニ 適用除外基準について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 事業基準の判定における被統括会社の範囲に、特定外国子会社等が発行済株式等の50%以上を有する等の要件を満たす内国法人が追加されました。</p> <p>(ロ) 事業基準の判定における事業持株会社の要件に、次に掲げる割合のいずれかが50%を超えていることが追加されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括会社が有する外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額とその統括会社が有する全ての被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額に対する割合 ・ 統括会社が外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額とその統括会社が全ての被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合 	<p>特定外国子会社等の平27.4.1以後に開始する事業年度分の適用対象金額について適用され、同日前に開始した事業年度分の適用対象金額については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措令39の17④一、39の117④一) (措令39の17⑩、39の117⑩、改正措令附則35③、44③)</p>	<p>(ハ) 事業基準の判定における統括会社の要件のうち、2以上の被統括会社に対して統括業務を行っていることとする要件について、複数の被統括会社（外国法人である2以上の被統括会社を含む場合に限り。）に対して統括業務を行っていることとする見直しが行われました。</p> <p>(ニ) 非関連者基準の判定における卸売業を主たる事業とする統括会社が行う取引に係る非関連者の範囲が外国法人である被統括会社に限定されました。</p>	
<p>(措法66の6⑧、68の90⑧、改正法附則83②、94②)</p>	<p>ホ 適用除外基準の適用がある旨を記載した書面の添付がない確定申告書の提出があり、又はその適用がある旨を明らかにする資料等の保存がなかった場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書面及び資料等の提出</p>	<p>特定外国子会社等の平27.4.1以後に開始する事業年度分の適用対象金額又は部分適用対象金額について適用され</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法66の8②③⑨⑩、68の92②③⑨⑩、改正法附則83③、94③)</p>	<p>があった場合に限り、適用除外基準を適用することができることとされました。</p> <p>へ 内国法人が外国法人（上記(2)イの外国子会社に該当するものに限ります。以下同じです。）から受ける損金算入配当等の額のうち、その内国法人の損金算入配当等の額を受ける日を含む事業年度及びその事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において益金の額に算入された金額であって、その外国法人に係る課税対象金額等の合計額等に達するまでのものは、益金の額に算入しないこととされました。</p> <p>○ その他所要の整備が行われました。</p>	<p>ます。</p> <p>平28.4.1以後に開始する事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合について適用され、同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた剰余金の配当等の額がある場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（措法66の9の2⑧、66の9の4②③⑧⑨、68の93の2⑧、68の93の4②③⑧⑨、措令39の20の2⑦二、39の120の2⑦二、改正法附則83④⑤、94④⑤、改正措令附則36、45）</p>	<p>○ 上記(4)イからハまで、ホ及びへに関する改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(4)イからハまで、ホ及びへに関する改正の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(6) 適格合併等の範囲に関する特例（措令39の34の3⑤二イ、⑥、改正措令附則40）</p> <p>(措令39の34の3⑤二ロ、⑥、改正措令附則40)</p>	<p>○ 上記(4)の外国子会社合算税制におけるトリガー税率が20%未満（改正前20%以下）に変更されたことに伴い、特定軽減課税外国法人に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準が20%未満（改正前20%以下）に変更されました。</p> <p>○ 特定軽減課税外国法人に該当する外国法人の要件について、外国法人が合併、分割、株式交換又は現物出資（以下「合併等」といいます。）が行われる日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度がない外国法人である場合には、その合併等が行われる日を含む事業年度において行うこととされている主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとしたときに適用される本店所在地国の外国法人税の税率が20%未満であることが追加されました。</p>	<p>平27.4.1以後に行われる合併、分割、株式交換又は現物出資について適用され、同日前に行われた合併、分割、株式交換又は現物出資については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>